

行政手続法の施行状況に関する調査結果－地方公共団体－

第1 調査の趣旨、目的等

1 調査の目的

平成6年10月1日に施行された行政手続法（平成5年法律第85号）については、その円滑かつ的確な施行を図るため、「施行状況調査等を充実し、審査基準の設定、見直しなどに努める。」（平成8年12月25日閣議決定「行政改革プログラム」）こととされているところである。

本調査は、この閣議決定等を踏まえ、国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として実施したものである。

調査時点等については、①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況について平成12年3月31日現在の状況、②聴聞・弁明手続の実施状況について平成11年度の1年間の実績を、各々調査した。

なお、本調査は、過去3回実施しており、今回が第4回目の実施となる。

2 調査対象機関

地方公共団体については、全都道府県（47団体）及び一部の市（各都道府県の政令指定都市及び県庁所在市以外で人口の最も多い市並びにそれ以外の中核市）（49団体）を対象とした。（具体的調査対象市名は、別表1のとおり。）

なお、国の行政機関についての調査結果は、本年4月に公表済みである。

3 調査対象項目

(1) 行政手続法第2章に定める「申請に対する処分」についての手続

- ① 申請により求められた許認可等を行うかどうかを、根拠法令の定めに従って判断するために必要とされる基準である「審査基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由等）
- ② 申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間である「標準処理期間」の設定状況（設定の有無、具体的設定期間等）

(2) 同法第3章に定める「不利益処分」についての手続

- ① 許認可等の取消し、営業の停止等の「不利益処分」をする際の判断基準である「処分基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由等）
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている「聴聞・弁明」の実施状況等

なお、下表の「調査対象処分」は、各法令所管省庁において、地方公共団体（都道府県、市）が処分権者となっている処分を平成12年3月31日現在で整理し、今回の調査対象としたものである。また、「該当処分」は、「調査対象処分」から、それぞれの地方公共団体において「当該団体に法令の適用される行政客体が存在し得ず、申請又は処分があり得ないとしたもの」及び「管内市町村に権限を委任しているもの」を除いたもの（1団体当たりの平均値）である。

(単位：種類)

区 分	申請に対する処分		不 利 益 処 分	
	調査対象処分	該 当 処 分	調査対象処分	該 当 処 分
都 道 府 県	1, 5 7 8	1, 4 5 3	1, 3 3 0	1, 2 3 7
調 査 対 象 市	5 3 6	2 5 1	5 9 5	2 9 7

- (注) 1 地方公共団体においては、例えば、「大都市における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」、「公害健康被害の補償等に関する法律」、「自然環境保全法」のように、地域によっては特定の法律に基づく申請又は処分があり得ない場合が少なくない。
- 2 都道府県の場合には、地方自治法第153条（平成11年の法改正前）により、特定の処分権限を管内の市町村に委任する場合がある。

第2 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。」（法第5条第1項）とされている。

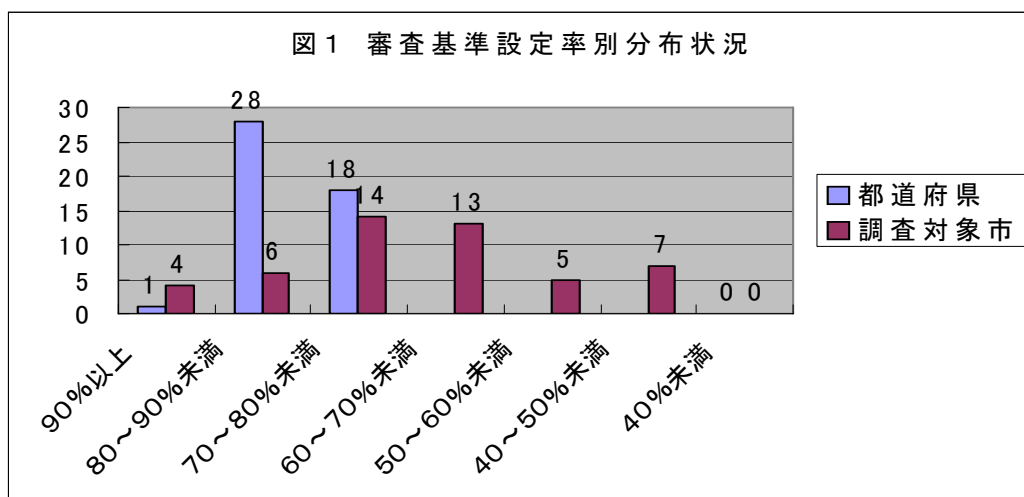
今回、都道府県及び調査対象市における審査基準の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果は、表1のとおりであり、都道府県では、総数1,453種類の該当処分のうち1,185種類（81.6パーセント）について、また、調査対象市では、総数251種類の該当処分のうち175種類（69.8パーセント）について、審査基準が設定されていた。（各団体別の内訳は、別表2参照）

表1 地方公共団体における審査基準の設定状況（1団体当たりの平均値）

区 分	都道府県		調査対象市	
	該当処分種類 総数	審査基準設定 済み	該当処分種類 総数	審査基準設定 済み
平成12年3月31日 現在	1, 4 5 3	1, 1 8 5 (81.6)	2 5 1	1 7 5 (69.8)

- (注) 1 ()内は、該当処分数を100とした場合の指数である。
- 2 「審査基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い尽くされているとの理由で、審査基準を設定していないもの」も含めている。

また、審査基準の設定率別分布状況は、図1のとおりであり、都道府県では、70パーセント未満のものはみられなかったが、調査対象市では、これに該当するものが25団体と過半を占める状況にあった。



(2) 審査基準が設定されていない処分

今回、審査基準が設定されていない処分（1団体当たりの平均値）は、都道府県で268種類、調査対象市で76種類みられ、その未設定期理由の内訳を調査した結果は、表2のとおりであった。

都道府県、調査対象市のいずれにおいても、未設定の理由として多く挙げられているものは、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」及び②「事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難」であり、この2つで全体の約8割～9割を占めていた。

表2 審査基準未設定処分数とその未設定期理由別内訳（1団体当たりの平均値）

未設定処分数（合計）		都道府県	調査対象市
		268 (100)	76 (100)
未 設 定 理 由	① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難	172 (64.3)	59 (78.0)
	② 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	50 (18.5)	12 (15.8)
	③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない	24 (8.8)	2 (2.6)
	④ その他	22 (8.4)	3 (3.6)

(注) ()内は、審査基準未設定処分種類数（合計）を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 審査基準の新たな設定状況

前回調査時（平成9年3月31日）において、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」、「事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難」などの理由から審査基準が未設定となっていた処分（都道府県1団体当たりの平均値）286種類のうち、今回の調査時まで新たに審査基準を設定したものを調査した結果、18種類（6.2パーセント）みられた。

(4) 標準処理期間の設定状況

「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるように努める。」（法第6条）こととされている。

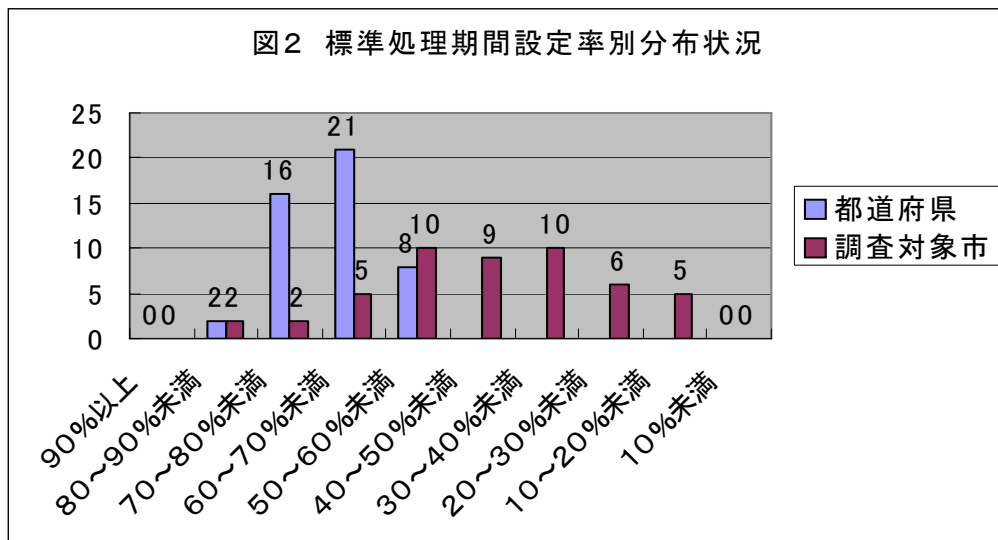
今回、都道府県及び調査対象市における標準処理期間の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果は、表4のとおりであり、都道府県では、総数1,453種類の該当処分のうち985種類（67.8パーセント）について、また、調査対象市では、総数251種類の該当処分のうち114種類（45.4パーセント）について、標準処理期間が設定されていた。（各団体別の内訳は別表3参照）

表4 地方公共団体における標準処理期間の設定状況（1団体当たりの平均値）

区 分	都道府県		調査対象市	
	該当処分種類 総数	標準処理期間 設定済み	該当処分種類 総数	標準処理期間 設定済み
平成12年3月31日 現在	1,453	985 (67.8)	251	114 (45.4)

（注）（ ）内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数を表す。

また、標準処理期間の設定率別分布状況は図2のとおりであり、都道府県では、50パーセント未満のものはみられなかったが、調査対象市では、これに該当するものが30団体と約6割を占める状況にあった。



(5) 標準処理期間が設定されていない処分

今回、標準処理期間が設定されていない処分（1団体当たりの平均値）は、都道府県で468種類、調査対象市で137種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表5のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、
①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設

定が困難」及び②「事実関係の認定に難易差があり設定が困難」であり、この2つで全体の約9割を占めていた。

表5 標準処理期間未設定処分の未設定理由別内訳（1団体当たりの平均値）

未設定処分数（合計）		都道府県	調査対象市
		468 (100)	137 (100)
未 設 定 理 由	① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難	286 (61.1)	88 (64.4)
	② 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	119 (25.4)	37 (26.8)
	③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益なし	43 (9.2)	6 (4.1)
	④ その他	20 (4.3)	6 (4.7)

（注）（ ）内は、標準処理期間未設定処分種類数（合計）を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(6) 標準処理期間の新たな設定状況等

ア 新たな標準処理期間の設定状況

前回調査時（平成9年3月31日現在）において、「事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難」や「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」などの理由から標準処理期間が未設定となっていた処分（1都道府県当たりの平均値）464種類のうち、今回の調査時までに新たに標準処理期間を設定したものを調査した結果、31種類（6.7%）みられた。

イ 標準処理期間未設定処分と処分実績

今回、標準処理期間を設定していない処分（1団体当たりの平均値）について、その申請案件の処分実績（平成11年度）の内訳を調査した結果は、表6のとおりであり、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、処分実績のないものが約9割を占めていた。

表6 標準処理期間未設定処分の処分実績別内訳（1団体当たりの平均値）

区 分	処分実績別内訳（平成11年度）					計
	実績なし	1～10件未済	10件～100件未済	100件以上500件未済	500件以上	
都道府県	417 (89.2)	25 (5.2)	11 (2.3)	5 (1.1)	7 (1.5)	468 (100)
調査対象市	121 (88.4)	6 (4.4)	5 (3.3)	2 (1.7)	2 (1.7)	137 (100)

（注）1（ ）内は、未設定の処分種類数（合計）を100とした場合の各処分実績区分の占める割合を示す指数である。ただし、処分実績不明のものがあるため、各項目の総和は100とならない。

2 処分実績は、各省庁から報告された件数を基に集計した。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「処分基準」という。）を定めるように努める。」（法第12条第1項）とされている。

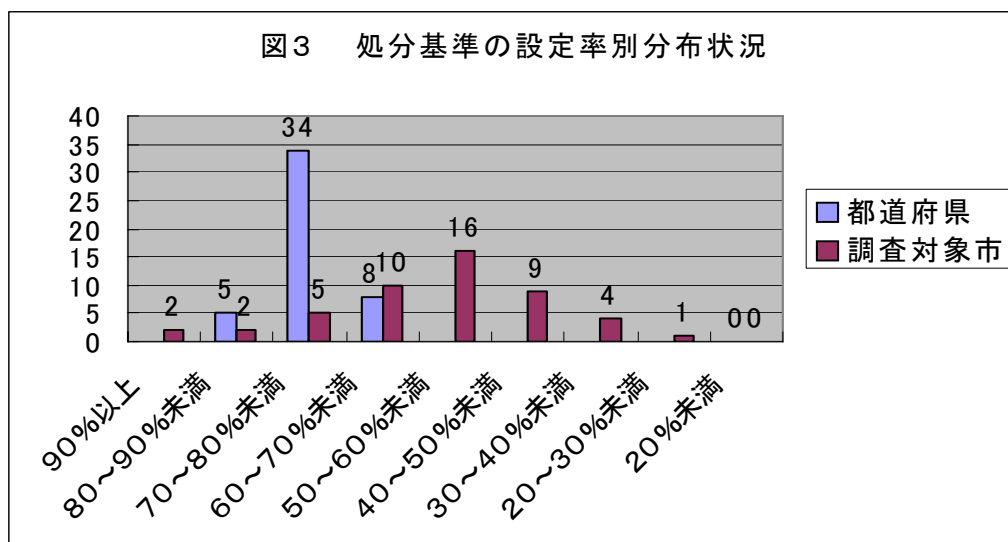
今回、地方公共団体における処分基準の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果は、表7のとおりであり、都道府県では、総数1,237種類の該当処分のうち911種類（73.6パーセント）について、また、調査対象市では、総数297種類の該当処分のうち173種類（58.4パーセント）について、処分基準が設定されていた。（各団体別の内訳は、別表4参照）

表7 地方公共団体における処分基準の設定状況（1団体当たりの平均値）

区 分	都道府県		調査対象市	
	該当処分種類 総数	処分基準設定 済み	該当処分種類 総数	処分基準設定 済み
平成12年3月31日 現在	1,237	911 (73.6)	297	173 (58.4)

（注）（ ）内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数である。

また、処分基準の設定率別分布状況は、図3のとおりであり、都道府県では、60パーセント未満のものはみられなかったが、調査対象市では、これに該当するものが30団体と約6割を占める状況にあった。



(2) 処分基準が設定されていない処分

今回、処分基準が設定されていない処分は、（1団体当たりの平均値）は、都道府県で326種類、調査対象市で123種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表8のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、

①「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難」又は②「事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難」であり、この2つで全体の約9割を占めていた。

表8 処分基準未設定処分の未設定理由別内訳（1団体当たりの平均値）

未設定処分数（合計）	都道府県	調査対象市
	326（100）	123（100）
① 将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難	179（54.9）	77（62.7）
② 事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難	128（39.4）	42（34.4）
③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない	9（2.8）	1（1.1）
④ その他	10（3.0）	2（1.8）

（注）（ ）内は、未設定処分種類数（合計）を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 新たな処分基準の設定状況

前回調査時（平成9年3月31日）において、「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難」、「事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難」などの理由から処分基準が未設定となっていた処分（都道府県1団体当たりの平均値）334種類のうち、今回の調査時まで新たに処分基準を設定したものは、23種類（6.9パーセント）みられた。

(4) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。」（法第13条第1項）こととされている。これは、不利益処分の名あて人となるべき者の権利保護を図る観点から、処分の原因となる事実について、その名あて人となるべき者に対して自らの防御権を行使する機会を付与するものである。

具体的には、許認可等の取消し、資格又は地位のはく奪など名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、当該者について、「（審理の場で）口頭による意見陳述等の機会を保障されるべきであるので、そのときには聴聞手続をとることとし、それ以外の不利益処分をしようとするときには、弁明書、証拠書類等の提出による弁明の機会の付与」の手続を執ることとしている。〔総務庁（現総務省）行政管理局編「逐条解説行政手続法」（以下「逐条解説」という。）128頁〕

今回、都道府県及び調査対象市において平成11年度に行われた不利益処分の種類数と、そのうち事前手続として聴聞又は弁明手続が行われた種類数等は、表9のとおりである。

表9 平成11年度中に行われた不利益処分と聴聞・弁明手続の実施状況

区 分		平成11年度中に行われた不利益処分の種類数	うち聴聞又は弁明手続が執られた処分の種類数	うち聴聞又は弁明手続が執られなかった処分の種類数
都道府県	聴聞相当処分	560	468	92
	弁明相当処分	796	612	184
調査対象市	聴聞相当処分	52	12	40
	弁明相当処分	224	19	205

(注) 処分種類数は、都道府県及び調査対象市とも延べ数である。

また、聴聞又は弁明の手続が執られた処分について、聴聞又は弁明手続のための実施通知が行われた件数を調査した結果は、表10のとおりであり、行政手続法の規定に則り、聴聞手続が都道府県において24,447件及び調査対象市において1,412件、弁明手続が都道府県において111,395件及び調査対象市において8,659件実施されていた。このうち、当事者の聴聞期日への不出頭又は弁明書の未提出のまま終結されたものの割合を調査した結果は表10のとおりであり、聴聞で都道府県が25.7パーセント及び調査対象市が0.8パーセント、弁明で都道府県が65.4パーセント及び調査対象市が74.4パーセントを占めていた。

表10 聴聞手続又は弁明手続の実施状況（平成11年度）

区 分		不利益処分の名あて人に対する手続の実施通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手続を終結したものの件数 (b)	不出頭又は未提出による終結の割合 (%) (b/a)
聴聞相当処分	都道府県	24,447	6,293	25.7
	調査対象市	1,412	12	0.8
弁明相当処分	都道府県	111,395	72,857	65.4
	調査対象市	8,659	6,443	74.4

(注) 1 行政庁は、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており（法第23条第1項）、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解される。

2 実施通知件数、終結件数は、都道府県及び調査対象市とも延べ数である。

(5) 聴聞・弁明手続が執られていない処分の状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の手続を執ることが原則であるが、例外的に当該処分の行われる個別具体の状況ないし処分の内容の特殊性により、聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないものがある。

今回の調査において、これらの理由に該当するため聴聞又は弁明の手続を執ることなく不利益処分を行ったものについて、理由別の処分の種類数、該当する処分の主な例を調査した結果は表11のとおりであり、「最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当である」〔逐条解説149頁〕とされる④の理由に該当する処分が、最も多い状況にあった。

表11 聴聞・弁明手続が執られていない処分の理由別内訳（平成11年度）

理由別	処分の種類数		該当する処分の主な例
	都道府県	調査対象市	
① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、聴聞又は弁明の手続を執ることができないとき	73	11	○営業許可の取消（食品衛生法第22条） ○岩石採取停止、災害防止措置命令（採石法第33条の13第1項） ○信用組合の業務停止等の措置命令（協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項）
② 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをするとき	58	15	○建築士免許の取消（建築士法第9条） ○宅地建物取引業者の免許の取消（宅地建物取引業法第66条） ○貸金業者の登録の取消（貸金業の規制等に関する法律第37条第1項）
③ 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であって、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをするとき	46	38	○違反建築物の除去、移転等の命令（建築基準法第9条第1項） ○廃棄物処理業者への必要な改善命令（廃棄物処理及び清掃に関する法律第19条の3第1項） ○防火管理上必要な措置の命令（消防法第8条第4項）
④ 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき	82	124	○占有料・土砂採取料の徴収（港湾法第37条第7項） ○支給の制限（児童手当法第5条） ○入所費用等の徴収（身体障害者福祉法第38条第4項） ○清算金の徴収（土地区画整理法第110条第1項）
⑤ 当該不利益処分の性質上、それに			○建設業法違反業者に対する指示（建設業法第

よって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をするとき	17	57	28条第1項) ○報告書等の訂正命令（政治資金規正法第31条）
--	----	----	------------------------------------

(6) 聴聞主宰者の指名方針

「聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する」（法第19条第1項）こととされている。また、「主宰者は、聴聞の審理において、関係人に参加許可を与え、審理を進行させて必要に応じ当事者等に陳述等を促し質問を発し、また、審理を終結させ、更には審理の記録を作成するといった聴聞の運営について必要な一切を司るもの」〔逐条解説174頁〕である。

今回、都道府県、調査対象市における聴聞主宰者の指名方針について調査した結果は、表11のとおりであった。

表11 各省庁における聴聞主宰者の指名方針の内訳（平成12年3月31日現在）

指名方針の内訳	都道府県	調査対象市
① 当該不利益処分を所管する担当部課の職員を主宰者として指名	19	10
② 当該不利益処分を所管する部局の担当部課が所属する部局の筆頭課等の職員を主催者として指名	3	13
③ 行政手続法担当課等の職員を全庁一律に主宰者として指名	2	4
④ 統一的な方針を特に定めず、聴聞を必要とする事由が生じた段階でその都度適任者を指名	23	24
計	47	51

- (注) 1 各部局により指名方針が異なるため重複回答を行った団体が含まれている。
2 実際に聴聞を必要とする事由が生じた際にこれらの内容と異なる形で指名が行われる場合があり得る。

別表 1

調 査 対 象 市 一 覧

地 区	調 査 対 象 市 名 (所 在 す る 都 道 府 県)
北海道	旭川市 (北海道)
東北	八戸市 (青森県)、北上市 (岩手県)、大館市 (秋田県)、石巻市 (宮城県)、酒田市 (山形県)、郡山市、いわき市 (福島県)
関東甲 信越	日立市 (茨城県)、足利市 (栃木県)、高崎市 (群馬県)、川口市 (埼玉県)、船橋市 (千葉県)、八王子市 (東京都)、相模原市 (神奈川県)、長岡市 (新潟県)、富士吉田市 (山梨県)、松本市 (長野県)
中部	高岡市 (富山県)、小松市 (石川県)、大垣市 (岐阜県)、豊橋市、豊田市 (愛知県)、浜松市 (静岡県)、四日市市 (三重県)
近畿	武生市 (福井県)、草津市 (滋賀県)、宇治市 (京都府)、堺市 (大阪府)、姫路市 (兵庫県)、橿原市 (奈良県)、田辺市 (和歌山県)
中国	米子市 (鳥取県)、出雲市 (島根県)、倉敷市 (岡山県)、福山市 (広島県)、下関市 (山口県)
四国	丸亀市 (香川県)、鳴門市 (徳島県)、新居浜市 (愛媛県)、南国市 (高知県)
九州 沖縄	久留米市 (福岡県)、唐津市 (佐賀県)、佐世保市 (長崎市)、八代市 (熊本県)、別府市 (大分県)、都城市 (宮崎県)、鹿屋市 (鹿児島県)、沖縄市 (沖縄県)

別表 2①

都道府県における審査基準の設定状況

(平成12年3月31日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	審査基準設定済 (設定率 %)
北海道	1,466	1,215 (82.9)
青森県	1,470	1,156 (78.6)
岩手県	1,461	1,164 (79.7)
宮城県	1,468	1,212 (82.6)
秋田県	1,471	1,056 (71.8)
山形県	1,353	1,068 (78.9)
福島県	1,476	1,211 (82.0)
茨城県	1,509	1,198 (79.4)
栃木県	1,443	1,115 (77.3)
群馬県	1,453	1,095 (75.4)
埼玉県	1,453	1,116 (76.8)
千葉県	1,490	1,255 (84.2)
東京都	1,518	1,272 (83.8)
神奈川県	1,495	1,217 (81.4)
新潟県	1,471	1,164 (79.1)
富山県	1,490	1,198 (80.4)
石川県	1,434	1,265 (88.2)
福井県	1,456	1,128 (77.5)
山梨県	1,434	1,157 (80.7)
長野県	1,386	1,202 (86.7)
岐阜県	1,418	1,092 (77.0)
静岡県	1,439	1,248 (86.7)
愛知県	1,496	1,327 (88.7)

(参考：平成9年3月31日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	審査基準設定済 (設定率 %)
北海道	1,422	1,171 (82.3)
青森県	1,406	1,153 (82.0)
岩手県	1,418	1,127 (79.5)
宮城県	1,409	1,124 (79.8)
秋田県	1,417	914 (64.5)
山形県	1,319	1,070 (81.2)
福島県	1,416	1,112 (78.5)
茨城県	1,446	1,127 (77.9)
栃木県	1,406	1,039 (73.9)
群馬県	1,406	1,074 (76.4)
埼玉県	1,403	1,035 (73.8)
千葉県	1,435	1,253 (87.3)
東京都	1,454	1,105 (76.0)
神奈川県	1,437	1,166 (81.4)
新潟県	1,420	1,105 (77.8)
富山県	1,429	1,119 (78.3)
石川県	1,398	1,245 (89.1)
福井県	1,382	1,099 (79.5)
山梨県	1,391	1,075 (77.3)
長野県	1,358	1,148 (84.5)
岐阜県	1,389	1,092 (78.6)
静岡県	1,393	1,199 (86.1)
愛知県	1,443	1,238 (85.8)

三重県	1,490	1,301 (87.3)
滋賀県	1,450	1,140 (78.6)
京都府	1,496	1,240 (82.9)
大阪府	1,509	1,101 (73.0)
兵庫県	1,468	1,320 (89.9)
奈良県	1,400	1,144 (81.7)
和歌山県	1,432	1,139 (79.5)
鳥取県	1,395	1,193 (85.5)
島根県	1,409	1,179 (83.7)
岡山県	1,445	1,144 (79.2)
広島県	1,489	1,252 (84.1)
山口県	1,406	1,175 (83.6)
徳島県	1,462	1,218 (83.3)
香川県	1,431	1,111 (77.6)
愛媛県	1,377	1,109 (80.5)
高知県	1,426	1,243 (87.2)
福岡県	1,465	1,355 (92.5)
佐賀県	1,413	1,179 (83.4)
長崎県	1,484	1,103 (74.3)
熊本県	1,479	1,159 (78.4)
大分県	1,455	1,187 (81.6)
宮崎県	1,479	1,192 (80.6)
鹿児島県	1,417	1,228 (86.7)
沖縄県	1,456	1,167 (80.2)
合計	68,283	55,710
平均	1,453	1,185 (81.6)

三重県	1,440	1,219 (84.7)
滋賀県	1,401	1,076 (76.8)
京都府	1,449	1,179 (81.4)
大阪府	1,460	1,097 (75.1)
兵庫県	1,409	1,199 (85.1)
奈良県	1,349	1,082 (80.2)
和歌山県	1,428	1,138 (79.7)
鳥取県	1,440	1,099 (76.3)
島根県	1,418	1,199 (84.6)
岡山県	1,378	1,077 (78.2)
広島県	1,441	1,114 (77.3)
山口県	1,401	1,166 (83.2)
徳島県	1,415	1,119 (79.1)
香川県	1,415	1,100 (77.7)
愛媛県	1,409	1,016 (72.1)
高知県	1,396	1,190 (85.2)
福岡県	1,422	1,316 (92.5)
佐賀県	1,381	1,161 (84.1)
長崎県	1,418	1,074 (75.7)
熊本県	1,432	1,109 (77.4)
大分県	1,400	1,089 (77.8)
宮崎県	1,456	1,102 (75.7)
鹿児島県	1,389	1,195 (86.0)
沖縄県	1,425	1,035 (72.6)
合計	66,369	52,941
平均	1,412	1,126 (79.7)

(注) 法令の制定・改廃に伴う処分の新設・廃止等があるため、前回調査（平成9年3月末現在）と今回調査（平成12年3月末現在）とでは、調査対象となる処分について異動があり、設定率について前回調査と今回調査を単純に比較することは適当でない。

別表 2②

調査対象市における審査基準の設定状況

(平成12年3月31日現在)

調査対象市名	申請に対する処分	
	該当処分数	審査基準設定済 (設定率 %)
旭川市	279	211 (79.2)
八戸市	275	137 (49.8)
北上市	170	97 (57.1)
大館市	134	88 (65.7)
石巻市	242	240 (99.2)
酒田市	193	128 (66.3)
郡山市	317	261 (82.3)
いわき市	386	240 (62.2)
日立市	254	165 (65.0)
足利市	210	111 (52.9)
高崎市	277	155 (56.0)
川口市	258	184 (71.3)
船橋市	289	235 (81.3)
八王子市	231	113 (48.9)
相模原市	264	203 (76.9)
長岡市	267	204 (76.4)
富士吉田市	168	118 (70.2)
松本市	279	255 (91.4)
高岡市	285	243 (85.3)
小松市	233	114 (48.9)
大垣市	172	105 (61.0)
豊橋市	359	254 (70.8)
豊田市	350	256 (73.1)
浜松市	366	242 (66.1)

四日市市	309	208 (67.3)
武生市	199	99 (49.7)
草津市	258	191 (74.0)
宇治市	233	115 (49.4)
堺市	383	286 (74.7)
姫路市	358	291 (81.3)
橿原市	200	111 (55.5)
田辺市	169	110 (65.1)
米子市	256	187 (73.0)
出雲市	229	150 (65.5)
倉敷市	244	209 (85.7)
福山市	366	244 (66.7)
下関市	364	272 (74.7)
丸亀市	188	93 (49.5)
鳴門市	164	79 (48.2)
新居浜市	239	187 (78.2)
南国市	167	141 (84.4)
久留米市	266	166 (62.4)
唐津市	153	118 (77.1)
佐世保市	350	238 (68.0)
八代市	186	180 (96.8)
別府市	208	158 (76.0)
都城市	224	127 (56.7)
鹿屋市	172	155 (90.1)
沖繩市	163	105 (64.4)
合計	12,306	8,589
平均	251	175 (69.8)

別表 3①

都道府県における標準処理期間の設定状況

(平成12年3月31日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	標準処理期間設定済 (設定率 %)
北海道	1,466	950 (64.8)
青森県	1,470	946 (64.4)
岩手県	1,461	1,116 (76.4)
宮城県	1,468	995 (67.8)
秋田県	1,471	1,156 (78.6)
山形県	1,353	831 (61.4)
福島県	1,476	977 (66.2)
茨城県	1,509	1,041 (69.0)
栃木県	1,443	857 (59.4)
群馬県	1,453	933 (64.2)
埼玉県	1,453	941 (64.8)
千葉県	1,490	1,101 (73.9)
東京都	1,518	928 (61.1)
神奈川県	1,495	1,065 (71.2)
新潟県	1,471	1,010 (68.7)
富山県	1,490	991 (66.5)
石川県	1,434	1,120 (78.1)
福井県	1,456	893 (61.3)
山梨県	1,434	764 (53.3)
長野県	1,386	1,015 (73.2)
岐阜県	1,418	841 (59.3)
静岡県	1,439	988 (68.7)
愛知県	1,496	1,117 (74.7)

(参考：平成9年3月31日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	標準処理期間設定済 (設定率 %)
北海道	1,422	885 (62.2)
青森県	1,406	904 (64.3)
岩手県	1,418	1,107 (78.3)
宮城県	1,409	842 (59.8)
秋田県	1,417	1,088 (76.8)
山形県	1,319	798 (60.5)
福島県	1,416	926 (65.4)
茨城県	1,446	1,022 (70.7)
栃木県	1,406	754 (53.6)
群馬県	1,406	902 (64.2)
埼玉県	1,403	963 (68.6)
千葉県	1,435	1,089 (75.9)
東京都	1,454	913 (62.8)
神奈川県	1,437	1,034 (71.9)
新潟県	1,420	959 (67.5)
富山県	1,429	1,001 (70.0)
石川県	1,398	1,102 (78.8)
福井県	1,382	873 (63.1)
山梨県	1,391	707 (50.8)
長野県	1,358	1,018 (75.0)
岐阜県	1,389	837 (60.3)
静岡県	1,393	953 (68.4)
愛知県	1,443	1,048 (72.6)

三重県	1,490	1,054 (70.7)
滋賀県	1,450	1,085 (74.8)
京都府	1,496	892 (59.6)
大阪府	1,509	859 (56.9)
兵庫県	1,468	1,230 (83.8)
奈良県	1,400	983 (70.2)
和歌山県	1,432	831 (58.0)
鳥取県	1,395	1,027 (73.6)
島根県	1,409	975 (69.2)
岡山県	1,445	791 (54.7)
広島県	1,489	1,185 (79.6)
山口県	1,406	1,081 (76.9)
徳島県	1,462	978 (66.9)
香川県	1,431	1,038 (72.5)
愛媛県	1,377	1,020 (74.1)
高知県	1,426	975 (68.4)
福岡県	1,465	1,208 (82.5)
佐賀県	1,413	1,024 (72.5)
長崎県	1,484	800 (53.9)
熊本県	1,479	956 (64.6)
大分県	1,455	923 (63.4)
宮崎県	1,479	911 (61.6)
鹿児島県	1,417	920 (64.9)
沖縄県	1,456	988 (67.9)
合計	68,283	46,310
平均	1,453	985 (67.8)

三重県	1,440	988 (68.6)
滋賀県	1,401	1,045 (74.6)
京都府	1,449	811 (56.0)
大阪府	1,460	823 (56.4)
兵庫県	1,409	1,177 (83.5)
奈良県	1,349	942 (69.8)
和歌山県	1,428	854 (59.8)
鳥取県	1,440	827 (57.4)
島根県	1,418	898 (63.3)
岡山県	1,378	776 (56.3)
広島県	1,441	1,093 (75.9)
山口県	1,401	1,113 (79.4)
徳島県	1,415	888 (62.8)
香川県	1,415	1,023 (72.3)
愛媛県	1,409	980 (69.6)
高知県	1,396	928 (66.5)
福岡県	1,422	1,192 (83.8)
佐賀県	1,381	1,001 (72.5)
長崎県	1,418	810 (57.1)
熊本県	1,432	993 (69.3)
大分県	1,400	924 (66.0)
宮崎県	1,456	889 (61.1)
鹿児島県	1,389	937 (67.5)
沖縄県	1,425	934 (65.5)
合計	66,369	44,571
平均	1,412	948 (67.1)

(注) 法令の制定・改廃に伴う処分の新設・廃止等があるため、前回調査（平成9年3月末現在）と今回調査（平成12年3月末現在）とでは、調査対象となる処分について異動があり、設定率について前回調査と今回調査を単純に比較することは適当でない。

別表 3②

調査対象市における標準処理期間の設定状況

(平成12年3月31日現在)

調査対象市名	申請に対する処分	
	該当処分数	標準処理期間設定済 (設定率%)
旭川市	279	228 (81.7)
八戸市	275	64 (23.3)
北上市	170	88 (51.8)
大館市	134	26 (19.4)
石巻市	242	131 (54.1)
酒田市	193	58 (30.1)
郡山市	317	155 (48.9)
いわき市	386	135 (35.0)
日立市	254	86 (33.9)
足利市	210	100 (47.6)
高崎市	277	63 (22.7)
川口市	258	115 (44.6)
船橋市	289	142 (49.1)
八王子市	231	111 (48.1)
相模原市	264	143 (54.2)
長岡市	267	156 (58.4)
富士吉田市	168	103 (61.3)
松本市	279	93 (33.3)
高岡市	285	232 (81.4)
小松市	233	69 (29.6)
大垣市	172	99 (57.6)
豊橋市	359	184 (51.3)
豊田市	350	138 (39.4)

浜 松 市	366	165 (45.1)
四 日 市 市	309	109 (35.3)
武 生 市	199	47 (23.6)
草 津 市	258	115 (44.6)
宇 治 市	233	54 (23.2)
堺 市	383	215 (56.1)
姫 路 市	358	231 (64.5)
檀 原 市	200	35 (17.5)
田 辺 市	169	107 (63.3)
米 子 市	256	171 (66.8)
出 雲 市	229	79 (34.5)
倉 敷 市	244	147 (60.2)
福 山 市	366	169 (46.2)
下 関 市	364	188 (51.6)
丸 亀 市	188	70 (37.2)
鳴 門 市	164	32 (19.5)
新 居 浜 市	239	169 (70.7)
南 国 市	167	128 (76.6)
久 留 米 市	266	143 (53.8)
唐 津 市	153	60 (39.2)
佐 世 保 市	350	191 (54.6)
八 代 市	186	20 (10.8)
別 府 市	208	69 (33.2)
都 城 市	224	42 (18.8)
鹿 屋 市	172	46 (26.7)
沖 縄 市	163	72 (44.2)
合 計	12,306	5,593
平 均	251	114 (45.4)

別表 4①

都道府県における処分基準の設定状況

(平成12年3月31日現在)

都道府県名	不利益処分	
	該当処分数	処分基準設定済 (設定率 %)
北海道	1,244	924 (74.3)
青森県	1,254	831 (66.3)
岩手県	1,218	942 (77.3)
宮城県	1,246	889 (71.3)
秋田県	1,269	910 (71.7)
山形県	1,204	844 (70.1)
福島県	1,252	916 (73.2)
茨城県	1,275	861 (67.5)
栃木県	1,209	860 (71.1)
群馬県	1,219	884 (72.5)
埼玉県	1,223	807 (66.0)
千葉県	1,263	945 (74.8)
東京都	1,271	900 (70.8)
神奈川県	1,241	919 (74.1)
新潟県	1,246	913 (73.3)
富山県	1,245	911 (73.2)
石川県	1,264	1,025 (81.1)
福井県	1,223	872 (71.3)
山梨県	1,120	835 (74.6)
長野県	1,171	877 (74.9)
岐阜県	1,214	859 (70.8)
静岡県	1,242	950 (76.5)
愛知県	1,259	1,006 (79.9)

(参考：平成9年3月31日現在)

都道府県名	不利益処分	
	該当処分数	処分基準設定済 (設定率 %)
北海道	1,199	845 (70.5)
青森県	1,191	833 (69.9)
岩手県	1,189	879 (73.9)
宮城県	1,206	833 (69.1)
秋田県	1,233	818 (66.9)
山形県	1,174	792 (67.5)
福島県	1,204	880 (73.1)
茨城県	1,225	867 (70.8)
栃木県	1,181	825 (70.0)
群馬県	1,179	837 (71.0)
埼玉県	1,167	820 (70.3)
千葉県	1,219	917 (75.2)
東京都	1,204	836 (67.4)
神奈川県	1,196	872 (72.9)
新潟県	1,208	900 (74.5)
富山県	1,222	886 (72.5)
石川県	1,211	972 (80.3)
福井県	1,176	823 (70.0)
山梨県	1,147	823 (71.8)
長野県	1,151	851 (73.9)
岐阜県	1,176	836 (71.1)
静岡県	1,182	927 (78.4)
愛知県	1,225	923 (75.3)

三重県	1,266	1,034 (81.7)	三重県	1,221	936 (76.7)
滋賀県	1,217	893 (73.4)	滋賀県	1,172	856 (73.0)
京都府	1,260	920 (73.0)	京都府	1,218	868 (71.3)
大阪府	1,284	875 (68.1)	大阪府	1,251	837 (66.9)
兵庫県	1,254	1,031 (82.2)	兵庫県	1,186	895 (75.5)
奈良県	1,212	957 (79.0)	奈良県	1,170	891 (76.2)
和歌山県	1,265	872 (68.9)	和歌山県	1,224	853 (69.7)
鳥取県	1,260	938 (74.4)	鳥取県	1,235	848 (68.7)
島根県	1,229	1,022 (83.2)	島根県	1,227	1,040 (84.8)
岡山県	1,237	949 (76.7)	岡山県	1,167	820 (70.3)
広島県	1,261	900 (71.4)	広島県	1,224	852 (69.6)
山口県	1,221	895 (73.3)	山口県	1,184	859 (72.6)
徳島県	1,245	872 (70.0)	徳島県	1,197	836 (69.8)
香川県	1,247	869 (69.7)	香川県	1,202	834 (69.4)
愛媛県	1,203	820 (68.2)	愛媛県	1,187	786 (66.2)
高知県	1,217	941 (77.3)	高知県	1,186	920 (77.6)
福岡県	1,247	965 (77.4)	福岡県	1,217	908 (74.6)
佐賀県	1,210	934 (77.2)	佐賀県	1,197	929 (77.6)
長崎県	1,234	927 (75.1)	長崎県	1,179	885 (75.1)
熊本県	1,249	933 (74.7)	熊本県	1,213	860 (70.9)
大分県	1,247	873 (70.0)	大分県	1,183	819 (69.2)
宮崎県	1,262	870 (68.9)	宮崎県	1,232	791 (64.2)
鹿児島県	1,187	955 (80.5)	鹿児島県	1,175	936 (79.7)
沖縄県	1,265	899 (71.1)	沖縄県	1,238	810 (65.4)
合計	58,151	42,824	合計	56,376	40,664
平均	1,237	911 (73.6)	平均	1,199	865 (72.1)

(注) 法令の制定・改廃に伴う処分の新設・廃止等があるため、前回調査（平成9年3月末現在）と今回調査（平成12年3月末現在）とでは、調査対象となる処分について異動があり、設定率について前回調査と今回調査を単純に比較することは適当でない。

別表 4②

調査対象市における処分基準の設定状況

(平成12年3月31日現在)

調査対象市名	不利益処分	
	該当処分数	処分基準設定済 (設定率 %)
旭川市	319	238 (74.6)
八戸市	292	98 (33.6)
北上市	203	95 (46.8)
大館市	215	166 (77.2)
石巻市	276	204 (73.9)
酒田市	265	102 (38.5)
郡山市	377	185 (49.1)
いわき市	441	232 (52.6)
日立市	311	167 (53.7)
足利市	256	90 (35.2)
高崎市	295	143 (48.5)
川口市	311	188 (60.5)
船橋市	335	217 (64.8)
八王子市	271	133 (49.1)
相模原市	300	159 (53.0)
長岡市	287	200 (69.7)
富士吉田市	265	146 (55.1)
松本市	298	204 (68.5)
高岡市	307	245 (79.8)
小松市	248	82 (33.1)
大垣市	252	139 (55.2)
豊橋市	447	202 (45.2)
豊田市	465	279 (60.0)
浜松市	434	269 (62.0)

四日市市	326	159 (48.8)
武生市	239	141 (59.0)
草津市	257	253 (98.4)
宇治市	255	69 (27.1)
堺市	450	261 (58.0)
姫路市	463	315 (68.0)
橿原市	236	134 (56.8)
田辺市	220	173 (78.6)
米子市	287	163 (56.8)
出雲市	235	98 (41.7)
倉敷市	311	181 (58.2)
福山市	423	209 (49.4)
下関市	442	262 (59.3)
丸亀市	238	138 (58.0)
鳴門市	190	99 (52.1)
新居浜市	265	213 (80.4)
南国市	230	153 (66.5)
久留米市	306	182 (59.5)
唐津市	177	113 (63.8)
佐世保市	373	215 (57.6)
八代市	227	196 (86.3)
別府市	227	141 (62.1)
都城市	274	153 (55.8)
鹿屋市	188	184 (97.9)
沖繩市	219	102 (46.6)
合計	14,528	8,490
平均	297	173 (58.4)